

令和7年度定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和7年度事業について定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年3月17日

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合

監査委員 新 井 裕 二

監査委員 林 恒 徳

令和7年度

定期監査報告書

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合

監査委員

多藤広監発第25号
令和8年3月17日

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会
議長 野口 靖 様
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
理事長 新井 雅博 様

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
監査委員 新井 裕二
監査委員 林 恒徳

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を次のとおり提出します。

定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

2 監査の対象

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
事務局総務課、事務局環境衛生課、消防本部

3 監査の範囲

令和7年4月1日から11月30日現在までの予算執行及び事務事業の施行状況

4 監査の着眼点

組合の所管事務を対象に、主に予算執行その他の事務の処理状況、現金、郵便切手類の出納及び保管状況並びに契約の状況等を重点に、令和7年11月30日現在の定期監査調書に基づき、それぞれの事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか否かを主眼として実施した。

5 監査の主な実施内容

事務局総務課職員による事前監査（予備監査）を実施するとともに、監査委員による監査を実施した。

(1) 予備監査実施日 令和7年12月18日から19日

事前に提出された監査資料（定期監査調書）に基づき、対象ごとに監査項目を定めて各所属へ出向し、事務局総務課職員による書類や帳簿等の試査、照合や確認などを行った。

(2) 監査委員監査実施日 令和8年2月12日

予備監査の結果を踏まえた事務事業の執行状況について担当課長より説明を行い、質疑応答形式により聞き取り調査を行った。

6 監査の結果

財務及び事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。また、日常の事務等についてもおおむね良好であった。

なお、予備監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、それぞれ口頭及び書面で指導を行うとともに、所属に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

7 監査の総括及び所見

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められた。

契約事務は、業務を行う上で基本的な事務であり、競争性、透明性、公平性の高い事務処理が求められている。引き続き法令等の規定に基づき、適正な事務処理を行うとともに、契約に対する信頼性を損なわないよう内部統制機能を高めることを望む。特に随意契約においては、特定の相手と契約を締結することとなるため、価格の妥当性と組合に不利益とならないよう適正な価格を設定する必要がある。契約に対する透明性、公平性及び効率的な予算執行を推進する観点から、契約金額等の妥当性についての情報を可能な限り収集されたい。

組合事業における各種財産については、いずれも圏域住民の生活の安心安全を図るうえで重要であることから、今後においても引き続き適切な維持管理により常に良好な状態を保持していくことを望む。